

県内の飲食事業者・関連事業者等の皆さまの

営業継続を支援する

応援金制度

スタート!

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、
県民の外出機会が減少したことにより
大きな影響を受けた皆さまの営業継続を応援します!



	飲食事業者向け	関連事業者等向け
対象者	県内で、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、 飲食店または喫茶店営業を行う 法人または個人事業主 社員食堂、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、 テイクアウト専門店 等を除く	県内に事業所を有し、県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある 中堅企業、中小企業等または個人事業主 または 県内に事業所を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う 中堅企業、中小企業等または個人事業主等
要件	当該店舗における 令和3年1月および2月の売上の合計額が 対前年同期比で30%以上減少 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを 行っており、その旨を店舗の入口等に掲示していること など	感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け 令和3年1月および2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が 対前年同期比で50%以上減少 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを 行っており、その旨を事務所の入口等に掲示していること など
支給額	減少率が50%以上 の場合 1店舗当たり 40万円(上限)(※) 減少率が30%以上 50%未満の場合 1店舗当たり 20万円(上限)(※)	1事業者当たり 20万円(上限)(※)

※減少した売上額が、上記それぞれの支給額を下回る場合は、その減少額となります。

申請手続
について

申請受付期間

令和3年4月27日(火)～令和3年6月15日(火)(※) ※当日消印有効

申請方法

郵送

〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金事務局

必要書類

- 申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードいただくか、県庁東館受付、各県民センター、市役所・町役場の
商工担当課で入手いただけます。
- 申請に当たっては、①令和2年1月・2月を含む確定申告書類の写しのほか、②令和2年1月・2月と令和3年1月・2月
の売上が分かる書類 が必要になります。

詳しくは、

香川県営業継続応援金

検索

で御確認ください。

※ホームページURL <https://kagawa-ouen.com>



お問い合わせ

香川県営業継続応援金事務局

☎087-813-3247

平日9時00分から17時30分まで(4/27～5/2は土・日・祝を含む。)

令和3年4月27日(火)9時予定

- ・コールセンター開設
- ・ホームページ開設

応援金の支給対象者

①飲食事業者

(①と②の応援金は併給できません。)

対象者

香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店または喫茶店の営業を行う法人^(※)または個人事業主

要件

次の①～③をすべて満たしていること

- ①店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が、令和2年1月と2月の売上の合計額と比較して30%以上減少していること
- ②令和2年11月1日以前から店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること
- ③感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入口等に掲示していること

②関連事業者、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等

対象者

香川県内に事業所(個人事業主の場合は住居又は事業所)を有する中小企業、中堅企業等^(※)または個人事業主で、次の①～③のいずれかに該当する事業者

- ①県内の飲食事業者と直接または間接の取引がある
- ②主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している
- ③上記②に該当する県内事業者と直接の取引がある

要件

次の①～③をすべて満たしていること

- ①国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること
- ②令和2年11月1日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること
- ③感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事業所の入口等に掲示していること

※法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体は支給対象外です。

必要書類

●飲食事業者

①申請書等、②令和2年1月・2月を含む確定申告書類の写し、③令和2年1月・2月と令和3年1月・2月の店舗ごとの売上が分かる書類、④「飲食店営業」または「喫茶店営業」の営業許可証の写し、⑤応援金の振込口座の通帳等の写し、⑥(個人事業主のみ)本人確認書類の写し

●関連事業者・主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等

①申請書等、②令和2年1月・2月を含む期間の確定申告書類の写し、③令和2年1月・2月と令和3年1月・2月の県内事業所全ての売上が分かる書類、④応援金の振込口座の通帳等の写し、⑤(個人事業主のみ)本人確認書類の写し

詳しくは、



香川県営業継続応援金

検索

で御確認ください。



※ホームページURL <https://kagawa-ouen.com>